着任のご挨拶とさせていただきます

皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、

施に向けまして、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

特に、昨年導入されました改正消費税の着実な定着と円滑な実

終わりに、公益社団法人佐渡法人会の益々のご発展と、会員の

どもの力のみでは自ずと限りがあり、

法人会の皆様のお力添えが

から更なる税務行政に対する理解と信頼を得ていくためには、私

様々な課題に的確に対応し、納税者の皆様

こうした状況の下、

不可欠でございます。

着任のご挨拶



長 渡 邉 孝

佐渡税務署

署長として着任しました渡邉でございます。 によろしくお願いします。 本年7月の人事異動で前橋税務署特別国税調査官より佐渡税務 前任の伊藤署長同様

の団体」としての理念を貫き、正しい税知識の普及と納税道義の を賜り、厚く御礼申し上げます。 を通じまして、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力 貴会におかれましては、長きにわたり、一貫して「良き経営者 公益社団法人佐渡法人会の皆様方には、 日ごろより法人会活動

もに心から敬意を表する次第でございます。 こざいます。どうぞよろしくお願いします。 さて、昨今の税務を取り巻く環境は、社会経済の国際化やIC 私は、新潟県上越市の出身ですが、新潟県での勤務は初めてで 更にはコロナ禍などの影響に伴い大きく変化しておりま

佐渡税務署幹部等職員の状況

も意欲的に取り組んでいると伺っており、大変心強く感ずるとと や活発に研修活動を行い、次代を担う児童や生徒への租税教育に 高揚にご尽力をいただいております。また、様々な社会貢献活動

(会和2年7日10日租在)

		(令和 2 年 7 月 10 日現	
職名	氏 名	前任	
署長	かたなべ こういち 渡邉 孝一	前橋税務署 特別国税調査官(総合調査担当)	
総務課長	すぎもと けんいち	浦和税務署 資産課税第一部門 統括国税調査官	
管理運営・徴収部門 統括国税調査官	うさみ はじめ 宇佐美 哉	留任	
個人課税部門 統括国税調査官	かなざわ はるひと 金澤 治人	所沢税務署 資産課税第二部門 統括国税調査官	
法人課税部門 統括国税調査官	がき でつや 鈴木 哲也	新潟税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官	
法人課税部門 (法人会・間税会担当) 上席国税調査官	なかがわ しせい 中川 至誠	留任	



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には全ての税目が対象です(印紙で納付する印紙税等は除く)。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▶令和2年2月から納期限までの一定の期間(1カ月以上)において、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減)した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税 者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- 〉担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、 地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、 遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

(2 欠損金の繰戻しによる還付の特例)

これまで、中小企業者等(資本金の額が1億円以下の法人など)が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に牛じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上 設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に 記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該 当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新た な類型(デジタル化設備)として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、即時償却又は7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除が適用できます。

新たな類型 (デジタル化設備)

(要件)遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当 する設備

(対象設備)機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、 ソフトウエア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した 場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書(課税事業者選択不適用届出書を含む)については、原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行(令和2年4月30日)後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月 1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間(1 カ月以上の任意の期間)の収入が、著しく減少(前年同期 比概ね50%以上減少)した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 (注1) 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人:課税期間の終了の日の翌日から2カ月 ▷個人:課税期間の翌年の3月末
 - (注2) 国税通則法11条(災害等による期限の延長)の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日(令和2年4月30日)以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家 屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している(※)中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。

(※) 令和2年2月~10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等** (税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など))の 認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

- ▶対象資産に、事業用家屋と構築物を追加
 - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
 - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する 一定のもの
 - ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設 備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長(令和5年3月31日まで)

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。 (注)施行日の前日(令和2年4月29日)までに作成され たものにつき印紙税が納付されている場合には、当 該納付された印紙税については、過誤納金とみなし て還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延 等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期 日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には 期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられる よう、適用要件が見直されました。

適用要件

- (1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限: 令和2年12月31日⇒令和3年12月31日)
 - ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
- (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内)
 - ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法 の施行の日(令和2年4月30日)から2ヵ月後まで、い ずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
 - ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

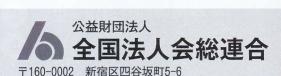
· 自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車(登録車・軽自動車)について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用 要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末(令和4年3月31日)までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを 請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象 となりました。



FAX: 03-3357-6682

全法連ホームページ 新型コロナウイルスに関する対策リンク集





総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG指保のベーシック傷害保険)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば

●高血圧が長く続き、腎硬化症を発症… その後悪化し、慢性腎不全となり、 永続的な人工透析療法を開始



●遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動 不足などから、糖尿病を発症… その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、 両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば

●納期に間に合わせるため徹夜が続き… 作業中にプレス機に挟まれ 両腕のひじから下を切断



●取引先へ向かっている途中に… 交通事故で脊柱を損傷し 寝たきりに

事故より怖い 病気のリスク

病気による 身体障がい者数の割合 約52.5%

事故・けがによる 身体障がい者数の割合 約12.5%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く) [出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- ○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- ○この保険には高度障がい保険金·死亡給付金·解約払戻金はありません。また、満期保険金·配当金·保険料の払込免除の取扱もありません。
- ○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- ○当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型VTタイプ」パンフレットをご覧ください。
- ○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険 部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ○この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書 [契約概要]」「注意喚起情報」 「ご契約のしおり | 「約款 | を必ずご覧ください。

D/IDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 新潟県新潟市中央区上川前道大都月214-2(大同生命新潟ビル4F) TEL 025-228-6226

AIG AIG損害保険株式会社

新潟支店 新潟東新市中区上川前通太都12142(大同生命新潟ビル6F) TEL 025-223-6231

F-2019-1015 (2019年8月27日) 19-073024 2021-8